保育標準時間

保育料基準額表(令和6年4月1日~)

(単位:円)

	t	世帯の階層区	分	任		額)		保育料(区立保	育園)(備考7)
階層		所 得 等 の	条件	0 岸 第1子	議~2歳児クラス 第2子 第3子	3歳児クラス以上	~2歳児 クラス	3歳児クラス	4歳・5歳児 クラス
A (備考3)		生 活 保 護	世帯	0			0	0	0
B (備考3)	A階層の世帯を除く ひとり親等世帯 (備考4) 市区町村民税非課税世帯 ひとり親等世帯以外			0			0 200	0 200	0 200
C1 (備考3)	C1 A階層の世帯を除く市区町村民税均等割のみ課税世帯			2,900					
C2	市区町村民税所得割額が 7,000 円未満相当の世帯			3,400			700	700	700
(備考3) C3 (備考3)		7,000 7,000 48,600	円以上相当の世帯 円未満相当の世帯	4,100					
D1 (備考3)		48,600 52,500	円以上相当の世帯円未満相当の世帯	7,600					
D2 (備考3)		52,500 55,000	円以上相当の世帯 円未満相当の世帯	9,300			1,000	1,000	1,000
D3 (備考3)		55,000 60,000	円以上相当の世帯 円未満相当の世帯	10,600	第	幼			
D4 (備考3)		60,000 75,000	円以上相当の世帯 円未満相当の世帯	17,500	2 子	3 児 歳 教	1,700		
D5 (備考3)		75,000 97,000	円以上相当の世帯 円未満相当の世帯	21,700	以 降	児育	2,100	1,400	1,400
D6	А	97,000 115,000	円以上相当の世帯 円未満相当の世帯	24,400	Ø	ラ 保	2,400		
D7	階層	115,000 130,000	円以上相当の世帯 円未満相当の世帯	26,800	保 育	ス育以の	2,600	1,600	1,600
D8	の ##	130,000 150,000	円以上相当の世帯 円未満相当の世帯	29,000	料 (は	上 無 (は 償	2,900	1,700	1,700
D9	世帯	150,000 169,000	円以上相当の世帯 円未満相当の世帯	31,300	延 か 長 か	延 `化 長保に	3,100	2,000	
D10	を 除	169,000 185,000	円以上相当の世帯 円未満相当の世帯	33,200	保 り 育 ま	保育よ育料り	3,300	2,100	
D11	< +	185,000 200,000	円以上相当の世帯 円未満相当の世帯	35,300	料 せ を ん	料 は `	3,500	2,300	
D12	市区	200,000 215,000	円以上相当の世帯 円未満相当の世帯	37,100	除。	除か	3,700	2,400	
D13	町村	215,000 230,000	円以上相当の世帯 円未満相当の世帯	39,000	< 	< b > ±	3,900		
D14	民税	230,000 245,000	円以上相当の世帯 円未満相当の世帯	40,600		せ ん	4,000		
D15	所	245,000 260,000	円以上相当の世帯 円未満相当の世帯	42,400		۰	4,200		2,000
D16	得割	260,000 280,000	円以上相当の世帯 円未満相当の世帯	43,800			4,300		
D17	課	280,000 301,000	円以上相当の世帯 円未満相当の世帯	45,600			4,500	2,500	
D18	税 世	301,000 340,000	円以上相当の世帯 円未満相当の世帯	49,400			4,900		
D19	帯	340,000 397,000	円以上相当の世帯 円未満相当の世帯	55,800			5,500		
D20		397,000 460,000	円以上相当の世帯 円未満相当の世帯	61,200			6,100		
D21		460,000 510,000	円以上相当の世帯 円未満相当の世帯	65,500			6,500		
D22		510,000 560,000	円以上相当の世帯 円未満相当の世帯	68,800			6,800		
D23		560,000 610,000	円以上相当の世帯 円未満相当の世帯	72,200			7,200		
D24		610,000 800,000	円以上相当の世帯 円未満相当の世帯	75,700			7,500	2,600	2,100
D25		800,000 1,100,000	円以上相当の世帯 円未満相当の世帯	80,400			8,000		
D26		1,100,000	円以上相当の世帯	85,000			8,500		

(備考)

- 1. この表において保育料を算出する場合における市区町村民税は、4月分から8月分までの保育料にあっては令和5年度分とし、9月分から翌年3月分までの保育料にあっては令和6年度分とします。
- 2. 保育料の算定に際し、寄附金控除、配当控除、外国税控除、配当・譲渡割控除及び住宅取得控除等適用されない税額控除があります。
- 3. 原則として、同一世帯に保護者が扶養する児童が2人以上いる場合(年齢、同居の有無を問いませんが、扶養する児童と世帯が別の場合は別途申請が必要です)の第2子以降の保育料は無料となります。ただし、ひとり親等の世帯のうち、A~D5階層(所得割額77,101円未満まで)の場合、第1子の保育料も無料となります。
- 4. B階層等におけるひとり親等世帯とは、母子(父子)世帯または在宅障害児(者)のいる世帯のことを言います。
- 5. 保育料の減額及び免除は申請に基づき適用します。
- 6. 保育料の算定に必要な資料の提出がない場合や税未申告の場合は、最高額を適用します。
- 7. 延長保育料は1時間利用した場合の月額の金額です。